

鳥類の鉛中毒の防止に関する現行基本指針の主な記述

項目	記述（抜粋）	頁
I 第六 狩猟の適正化	<p>5 鳥類の鉛中毒の防止</p> <p>鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等、捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。</p>	P20
III 第四 5. 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	<p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 (中略)</p> <p>オ 方法 (中略)</p> <p>なお、鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。</p> <p>また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。</p>	P48 P49
III 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	<p>4 指定猟法禁止区域</p> <p>鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。</p>	P54
IV 第二 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容	<p>(2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。） (中略)</p> <p>捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定めるものとする。</p>	P74
IV 第二 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	<p>(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項 (中略) 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴い、山中で回収できなかった捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐ。</p>	P75